マイナポイント延長に伴う、マイナンバーカード申請者に対するイチカポイント発行の 中止について

> 令和4年9月30日 天理市

天理市民の皆さまには、平素市政にご協力賜り、ありがとうございます。

本市では、政府のデジタル行政の礎と位置付けられるマイナンバーカードの取得促進のため、2万円相当のマイナポイントの給付期間終了後(当初は、9月末までの予定)に、市独自で5,000円相当の「イチカポイント」給付を10月1日以降に予定していました。これは、申請時期により市民に不公平感が生じることを少しでも軽減し、市内事業所を合わせて支援することを目的としていました。

しかし、政府は全国的な取得率が十分ではないとの判断から、9月20日にマイナポイントの対象期間を12月末まで延長することを発表しました。本市をはじめ地方自治体には、何ら事前の連絡はありませんでした。

2万円分のマイナポイント給付が延長されることになったため、市独自に 5,000 円相当の「イチカポイント」を二重でお渡しした場合、**9月末以前に取得された皆様との間で、逆に**不公平な状況が生まれ得る事態となりました。

そこで、市広報紙「町から町へ」10月号で告知をしておきながら誠に申し訳ありませんが、マイナンバーカード申請者への「イチカポイント」給付は中止し、その分の財源は子育 て世帯支援などの他の福祉施策に活用することと致します(※イチカポイントを活用する ことで、事業者支援の目的は継続します)。

政府の延長決定の後速やかにお知らせすべきところ、市民の皆さまにはご不快な思いを お掛けした点、重ねてお詫び申し上げつつ、ご理解のほどお願いいたします。